

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議録等閲覧要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程第8条第4項の規定に基づき稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の請求）

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

（閲覧に供する会議録等）

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。

2 会長は、個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については閲覧に供しないことができる。

（閲覧の場所及び時間）

第4条 閲覧の場所は、協議会事務局、稲沢市役所市町村合併推進室及び行政情報コーナー、祖父江町役場総務課並びに平和町役場総務課とし、その時間は執務時間内とする。

（写しの交付）

第5条 会議録等の写しの交付を希望する者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

2 会議録等の写しの作成に要する費用は、当該閲覧の場所が所在する

市町の例による。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月8日から施行する。